第４１号（令和３年５月号）

大船渡労基署ニュース

葉桜の候　　大船渡労働基準監督署　署長　渡辺　幸輝

満開だった桜も葉桜となり、いよいよ新緑の季節となりました。今年も庁舎から見える台町公園の桜を楽しませていただきました。大船渡署勤務も３年目となります。引き続きよろしくお願いします。新年度を迎え、皆さんの職場にも新しい仲間ができたところがあると思います。当署においても２名の職員が異動してきました。このうち安全衛生担当は３回目の大船渡署勤務であり、心強い限りです。

さて、経験者が再び元の職場に戻ることは稀であり、大体は経験のない者が新しい仕事をすることになると思います。労働安全衛生規則第３５条では、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは安全衛生に関する教育を行わなければならないとされております。特にこの時期は、新入社員や配置転換等で、該当者が多いと思われます。年度始まりの忙しい時期だとは思いますが、雇入れ時等教育を確実に行っていただきますよう、よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症もまだまだ収束が見えず心配ですが、当署としては感染防止を十分図りながら業務を進めていきますので、皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和３年５月～９月

― 熱中症予防対策の徹底を図ろう ―

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1000人が４日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和３年5月1日から9月30日まで（準備期間４月、重点取組期間令和元年７月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月

準備期間　5/1　キャンペーン期間　重点取組期間　9/30

キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

STEP 1　□WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2　準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。
□	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
□	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
□	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、**単独作業を控え**、WBGT値に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。特に、**入職直後**や**夏季休暇明け**の方は注意が必要です！
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	**日常の健康管理など**	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
□	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3　熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ WBGT値の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置
～少しでも異変を感じたら～
- **いったん作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

準備期間（４月１日～４月30日）

□	**WBGT値の把握の準備**	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した**WBGT指数計を準備**しましょう。
□	**作業計画の策定など**	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。
□	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**WBGT値を下げる方法**を検討しましょう。また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
□	服装などの検討	**通気性の良い作業着**を準備しておきましょう。**身体を冷却する機能をもつ服**の着用も検討しましょう。
□	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょう。
□	労働衛生管理体制の確立	**衛生管理者**などを中心に、事業場としての**管理体制**を整え、必要なら**熱中症予防管理者の選任**も行いましょう。
□	**緊急時の措置の確認**	休調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

休憩時間の目安として、キャンペーン実施要綱の中では次のように示されていますのでご参考にしてください。

熱順化した作業者において、WBGT基準値から
- １℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上休憩
- ２℃程度超過しているときには1時間当たり30分以上休憩
- ３℃程度超過しているときには1時間当たり45分以上休憩
- それ以上超過しているときには作業中止

が望ましい。
熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

注）WBGT基準値は実施要綱をご確認ください。

◆労働災害の発生状況のお知らせ

※ 休業見込4日以上の労働災害の件数です

◆ 令和３年３月末現在速報値

	今年	前年同期比
製造業	４人	－２人
建設業	６人	±０人
運輸交通業	０人	－３人
林業	１人	－１人
畜産水産業	０人	－１人
商業	２人	±０人
通信業	０人	－２人
保健衛生業	３人	＋２人
接客娯楽業	０人	－１人
その他業種	２人	＋１人
合計	１８人	－７人

＜災害事例＞　終業時に帯鋸盤の清掃作業をしていたところ、停止ボタンは押したものの惰性回転が続いていたため、ゴミを取ろうと出した手が鋸歯に触れてしまった。（骨折）

◆ 令和２年（1～12月）の確定値

令和２年の全産業における死傷者数は83人で、前年比で２人（2.4%）減少し２年連続での減少となりましたが、直近５年間ではほぼ横ばい推移の状況となりました。死亡者数は前年と同数の１人で、産業廃棄物処理業で発生しました。

また、次のような特徴も見られました。災害防止管理のご参考にしてください。

- 事故の型別にみると、転倒が33.7%と最も多く、次いで墜落・転落が15.7%、切れ・こすれが12.0%、挟まれ・巻き込まれが10.8%、交通事故7.2%の順となっています
- 年代別では、就労者数が少ないとおもわれる10代と70代を除くと、年代が高いほど災害件数も増加しています
- 転倒災害は中高年代で突出しています
- 経験年数が10年未満までで災害発生数が多くなっており、震災後の転職者に係る災害発生率が高いといえます

労働災害を発生させないためには、基本的な安全ルールを守るとともに、危険予知を行いながら仕事を進めることが大事です。また、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、各職場で高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高年齢労働者の健康づくりの推進を進めいくこと、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」へ取り組むことも有効です。

◆令和3年4月1日から安全衛生関係のさまざまなルールが変更されました。

詳しくは、厚生労働省のホームページ等でご確認いただくか労働基準監督署までお問い合わせください。

	主な変更・新設等の内容
安全	【危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針】　林業に係る特別教育が統合と内容拡充されたことを踏まえて指針が整理されました。
衛生	【事業場における労働者の健康保持増進のための指針】　従来の指針を30年以上ぶりに見直しされました。
衛生	【石綿障害予防規則など】　事前調査の在り方など、石綿関係の基準が大幅に変更されました。
衛生	【電離放射線障害防止規則】　眼の水晶体に受ける等価線量限度が１年間につき150mSvから50mSvに引き下げられるとともに、５年間につき100mSvの被ばく限度が追加されました。
衛生	【溶接ヒューム、塩基性酸化マンガン】　「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」については、健康障害を及ぼす恐れが明らかとなったことから、これらは特定化学物質（第２類物質）に追加され、呼吸用保護具の着用や作業環境測定の実施、健康診断の実施等が必要となりました。また、この関連告示もスタートされました。
衛生	【作業環境測定】　作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（個人サンプリング法）が可能となりました。併せてガイドラインもスタートするとともに測定記録様式も変更となりました。
衛生	【ずい道工事】　粉じん測定の在り方や作業主任者の職務が変わりました。
その他	【免許】　ボイラー技士等の労働安全衛生法に基づく免許証等の資格証に旧姓を併記することが可能となりました。

◆ 36協定を忘れずに届出ましょう

１日８時間、１週間40時間の法定労働時間を超えて働く場合には、36協定であらかじめどれくらい残業させるのかを労使で協定する必要があります。

令和３年４月１日から、届出の際に押印等が不要となり、36協定の様式も変更となりました。

新様式では労使ともに押印は必要ありませんが、**36協定届が協定書も兼ねる場合（届出書類のほかに協定書を別途作成する場合以外）は、労使で協定したことを明らかにするために、届出書類にも署名又は記名押印が必要となります**のでご注意ください。

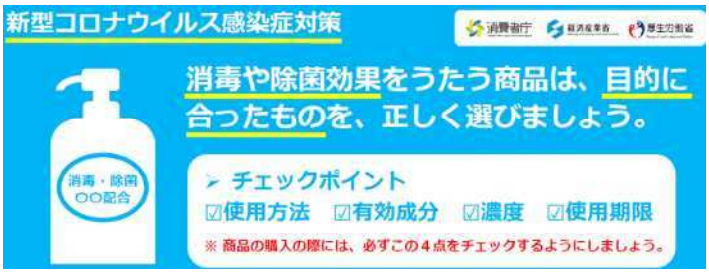

◆ 異動のご挨拶

◆転入のご挨拶　　監督・安衛課　　鈴木　徹

震災前から長く大船渡監督署で勤務したあと、ここ２年間は宮古監督署へ異動していましたが、再び大船渡監督署に戻ってきました。どうぞよろしくお願いいたします。

◆転入のご挨拶　　労災課　　渡邊悠也

今年４月から労災課に配属となりました渡邊と申します。６年目の監督官で、ここ２年間は一関監督署で勤務しておりました。赴任して１か月少々ですが、大船渡は自然が多く、過ごしやすい街だなと感じているところです。国民の皆様のお役に少しでも立てるよう最善を尽くしますのでどうぞよろしくお願いいたします。